

浄化槽設置整備事業補助金 提出書類一覧
(住宅の新築等の場合)

交 付 申 請

- 1 浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(日付は記入しない)
 - 2 確約書(日付は記入しない)
 - 3 浄化槽設置届出書の写し
 - 4 浄化槽登録証
 - 5 浄化槽管理票(C票)
 - 6 福島県浄化槽生涯保障システム保証登録証の市町村用
 - 7 認定書(大臣認定と浄化槽の形式認定書)及び浄化槽形式適合認定書と添付図面の写し
 - 8 設置場所への案内図(住宅地図に位置を赤で表示)
 - 9 放流経路図
 - 10 浄化槽設置後の建物の平面図(台所・風呂・トイレ・手洗い等の水周りを確認できるもの)
 - 11 浄化槽設置後の配管図(浄化槽及び配管、桝の位置、放流先まで含むもの)
 - 12 工事見積書の写し
 - 13 工事契約書の写し(見積書金額と一致すること)
 - 14 担当浄化槽設備士の免許証書の写し
 - 15 会津若松市の納税証明書(浄化槽設置届が共有名義の場合は全員分)
申請窓口で浄化槽の補助申請で使用することを伝え、交付してもらおう。2ヵ年分の証明が必要です。
会津若松市以外の納税証明書の添付は不要です。
 - 16 債権者登録(変更)申請書
申請者と同一名義の口座(通帳の写し添付) 印は申請書と同じ印、通帳の写し
- 転入確約書 (会津若松市民でない者が住宅に浄化槽を設置する場合)
- 賃貸人の承諾書 (借家もしくは借地に設置する場合)
- 委任状 (共有名義の場合)

※ 申請内容によっては、他の書類を求める場合があります。

浄化槽設置整備事業補助金 提出書類一覧
(既存の建物で単独処理浄化槽やくみ取り便槽を撤去する場合)

交 付 申 請

- 1 浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(日付は記入しない)
 - 2 確約書(日付は記入しない)
 - 3 浄化槽設置届出書の写し
 - 4 浄化槽登録証
 - 5 浄化槽管理票(C票)
 - 6 福島県浄化槽生涯保障システム保証登録証の市町村用
 - 7 認定書(大臣認定と浄化槽の形式認定書)及び浄化槽形式適合認定書と添付図面の写し
 - 8 設置場所への案内図(位置を赤で表示)
 - 9 放流経路図
 - 10 既存建物の平面図 ・トイレと単独浄化槽又はくみ取り便槽の位置を赤で表示する
増改築を行った後に残る既存建物の部分を網掛け等で表示を行う
 - 11 既存建物の一部と撤去前の単独処理浄化槽(くみ取り便槽)が写っている写真を貼った A4 用紙
・既存建物と単独処理浄化槽(くみ取り便槽)が確認できるように写すこと。
 - 12 浄化槽設置後の建物の平面図(台所・風呂・トイレ・手洗い等の水周りを確認できるもの)
・既存建物の残った箇所を網掛けで表示を行う
 - 13 浄化槽設置後の配管図(浄化槽及び配管、枡の位置、放流先まで含むもの)
 - 14 工事見積書の写し
 - 15 工事契約書の写し(見積書金額と一致すること)
 - 16 担当浄化槽設備士の免許証書の写し
 - 17 会津若松市の納税証明書(浄化槽設置届が共有名義の場合は全員分)
申請窓口で浄化槽の補助申請で使用することを伝え、交付してもらう。2ヵ年分の証明が必要です。
会津若松市以外の納税証明書の添付は不要
 - 18 債権者登録(変更)申請書
申請者と同一名義の口座(通帳の写し添付) 印は申請書と同じ印、通帳の写し
- 転入確約書 (会津若松市民でない方が住宅に浄化槽を設置する場合)
 - 賃貸人の承諾書 (借家もしくは借地に設置する場合)
 - 委任状 (共有名義の場合)

※ 申請内容によっては、以下の書類を求める場合があります。

☆ くみ取り便槽及び単独処理浄化槽の撤去に係る補助金を併せて申請する場合

- 14 工事見積書の写し(単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の撤去費及び処分費用を内訳に記載すること。)
- 15 工事請負契約書の写し
 - ・申請を行う前に十分現場を確認し、完全撤去が可能かどうか確認すること。
 - ・完全撤去が困難で部分撤去を行う場合は補助の対象となりません。
 - ・単独処理浄化槽と同じ場所に浄化槽を設置する場合は、実績報告の際に施行前の浄化槽設置予定の場所の写真に既存単独処理浄化槽が写っている写真が必要です。
 - ・補助申請後に完全撤去が困難と判明した場合、速やかに変更申請を行うこと(11月末まで)

☆ 単独処理浄化槽の撤去し、宅内配管工事費用に係る補助金を併せて申請する場合

- 11 既存建物の一部と撤去前の単独処理浄化槽及び宅内配管工事をする部分が写っている写真を貼った A4 用紙
 - ・既存建物と単独処理浄化槽と宅内配管工事場所が確認できるように写すこと。
- 14 工事見積書の写し(単独処理浄化槽の撤去費及び処分費用並びに宅内配管工事経費を内訳に記載すること。)

浄化槽設置整備事業補助金 提出書類一覧 (住宅の新築等の場合)

実績報告 (設置完了から15日以内に提出)

- 1 浄化槽設置整備事業実績報告書(提出日・完了日は記入しない、申請書と同じ印鑑を使用)
- 2 浄化槽設置整備事業補助金交付請求書(提出日は記入しない、申請書と同じ印鑑を使用)
- 3 浄化槽保守点検委託契約書の写し
- 4 浄化槽清掃委託契約書の写し
- 5 浄化槽法7条及び11条に基づく定期検査依頼書(はがき)の写し及び浄化槽検査協会発行の7条検査料の前納した際の領収書写し
- 6 工事請求書もしくは受領書の写し
- 7 チェックリスト
- 8 浄化槽使用開始報告書(使用開始日は7の確認日以降になります)
- 9 工事時に既存単独処理浄化槽があれば浄化槽廃止届 (くみ取便槽については添付不要)
- 10 工事写真 ※ 別紙の実績報告時の写真提出例を参考にしてください。
- 11 竣工図
- 12 竣工検査写真(実績報告書提出後に、検査を実施し、検査員、申請者、工事業者が本体及び配管を確認している写真をA4用紙に貼る。)

※ 申請時に申請者住所が市外の場合は「住所変更届」と「債権者登録(変更)届」の提出が必要になります。申請と同じ印鑑を使用すること。

※ 補助金入金は、竣工検査を行い適正な工事が行われていることを確認した後に、申請者が指定した金融機関へ入金いたします。(検査から約3週間~1ヶ月程度)

浄化槽設置整備事業補助金 提出書類一覧
(既存の建物で単独処理浄化槽やくみ取り便槽を撤去する場合)

実績報告(設置完了から15日以内に提出)

- 1 浄化槽設置整備事業実績報告書(提出日・完了日は記入しない、申請書と同じ印鑑を使用)
 - 2 浄化槽設置整備事業補助金交付請求書(提出日は記入しない、申請書と同じ印鑑を使用)
 - 3 浄化槽保守点検委託契約書の写し
 - 4 浄化槽清掃委託契約書の写し
 - 5 浄化槽法7条及び11条に基づく定期検査依頼書(はがき)の写し及び浄化槽検査協会発行の7条検査料の前納した際の領収書写し
 - 6 工事請求書もしくは受領書の写し
 - 7 チェックリスト
 - 8 浄化槽使用開始報告書(使用開始日は確認日以降になります)
 - 9 単独処理浄化槽の浄化槽廃止届(くみ取便槽については添付不要)
 - 10 工事写真 ※ 別紙の実績報告時の写真提出例を参考にしてください。
 - ・単独処理浄化槽もしくはくみ取り便槽撤去工事の写真
 - ・上記撤去工事が完了後(埋め戻し後の更地)の写真竣工図
 - 11 竣工図
 - 12 竣工検査写真(実績報告書提出後に、検査を実施し、検査員、申請者、工事業者が本体及び配管を確認している写真をA4用紙に貼る。)
- ※ 申請時に申請者住所が市外の場合は「住所変更届」と「債権者登録(変更)届」の提出が必要になります。申請と同じ印鑑を使用すること。
- ※ 補助金入金は、竣工検査を行い適正な工事が行われていることを確認した後に、申請者が指定した金融機関へ入金します。(検査から3週間～1ヶ月程度)

☆ **くみ取り便槽及び単独処理浄化槽の撤去費用に係る補助金の実績報告する場合の追加書類等**

- 13 撤去工事中の写真と撤去工事完了後の写真の他に、以下の写真も添付すること。
 - ・完全撤去したことが判る写真(埋め戻し前の掘削した土中内の写真(看板表示を行う))
 - ・掘り出した産業廃棄物の写真(廃棄物を一箇所にまとめて看板表示を行う)
- 14 産業廃棄物管理票(マニフェスト)A票の写し(運搬担当者の署名捺印がされたもの)
 - ・申請者の氏名が記載されていること。

☆ **単独処理浄化槽を撤去し、宅内配管工事費用に係る補助金の実績報告する場合の追加書類等**

- 15 撤去工事中の写真と撤去工事完了後の写真の他に、以下の写真も添付すること。
 - ・宅内配管工事を実施したことが判る写真(施行前、工事中、竣工の写真(看板表示を行う))